

平成30年度 三木市金物振興審議会

配付資料

	目	次	頁
(資料1)	平成29年度主要施策実績		1
(資料2)	平成30年度主要施策		5
(資料3)	第35回三木金物大学2018関連資料		7
(資料4)	三木金物ニューハードウェア賞 関連資料		12
(資料5)	三木市中小企業者経営革新備投資促進事業募集要領		15
(資料6)	三木市金物振興審議会条例		21
(資料7)	三木市金物振興審議会運営規則		22
(資料8)	三木市金物振興審議会委員名簿		24
(資料9)	商工振興課組織図		25
(資料10)	中小企業振興策 (アクションプラン)		26

平成30年 8月 29日

三木市産業振興部商工振興課

平成 29 年度 商工観光課主要施策実績 (金物産業関連)

1 商工事務事業

(1) 金物振興審議会の開催

第 1 回 5 月 22 日 三木金物ニューハードウェア賞の審査

第 2 回 7 月 19 日 三木金物産業振興について

2 地場産業振興事業

(1) 三木金物ふれあい体験事業 (309 千円)

市内小学校を対象とした三木金物を使用する工作教室を開催。次代を担う世代が、伝統産業である三木金物のすばらしさを学び、わがまちに誇りを持ち、愛する心を育むとともに、「ものづくり」を通して自ら考え、問題解決していく子どもたちを育てるために本事業を実施した。

市内小学校で実施：16 校 (参加児童 655 人、保護者 472 人)

(2) 金物産業団体等の事業運営支援 (3, 130 千円)

三木金物商工 (協) 連合会事業運営補助金

(3) 三木金物古式鍛錬技術保存継承事業支援 (900 千円)

三木金物古式鍛錬保存会が実施する古式鍛錬技術保存活動を支援

(4) 金物鷺活用事業支援 (2, 500 千円)

三木金物のシンボルである金物鷺を活用した宣伝普及活動を支援
金物まつりに出展

(5) 特許権取得助成制度 (1, 004 千円)

市内中小企業者の新製品や新技術の開発の促進を図ることを目的とし、特許権等の取得を行おうとする中小企業者に助成金を交付した。

(特許：6 件、実用新案権：1 件、意匠：4 件)

(6) 三木金物後継者育成事業支援 (820 千円)

三木金物の伝統的技術の継承を図るため、三木金物商工協同組合連合会が実施する技能継承セミナーや後継者を育成する伝統工芸士等及び研修従事者への支援

(7) 伝統的工芸品産業振興事業支援 (900 千円)

伝統的工芸品産業振興計画に則り、伝統的工芸品「播州三木打刃物」の技術伝承、需要開拓等、三木工業協同組合が行う振興事業を支援

(8) 道の駅出展事業所支援事業 (2, 965 千円)

全三木金物卸商協同組合が運営する金物展示館への出展支援 (展示小間数 160 小間)

(9) みきかなもんプロジェクト補助金 (8, 200 千円)

三木金物コーディネーターにより、三木金物のブランド化及び高付加価値化を図り、

3 金物大学事業 (471千円) (昭和59年度から 延べ697人)

全国の金物小売店から参加者を募り、三木金物製品について講義や工場見学を行い、三木金物のPRと販売力の向上を図った。

- (1) 会 期 平成29年11月2日～11月4日
- (2) 開設場所 三木金属工業センター、エオの森研修センター他
- (3) 参加人数 6人
- (4) 講 師 三木工業協同組合員他

4 新製品開発推進事業 (1,621千円) (昭和24年度から)

三木金物新製品の研究意識を高揚し、三木金物産業の振興を図るため、三木金物ニューハードウェア賞を認定した。認定製品には助成金を交付するとともに、全国の三木金物取扱店にパンフレットを送付し、製品のPRを行うことにより三木金物の信頼向上に努めた。

- (1) 平成29年度三木金物ニューハードウェア賞認定製品 11点 努力賞 2点

区 分	製 品 名・用 途	事 業 所 名
金賞	金属拵底式アンカーシステム ANZEX-K (あと施工アンカー工事用システム部材)	㈱ミヤナガ 三木市福井 2393
デザイン 特別賞	ゼットソーVIII265 (折込・替刃の機構を持たせた鋸)	㈱岡田金属工業所 三木市大村 561
	左利き用収穫鋏 (左利き用の収穫鋏)	㈱サボテン 三木市別所町巴 40
	アジャスト自在錐・超硬アジャスト自在錐 (小口径の穴あけ作業用自在錐)	㈱スターエム 三木市別所町東這田 722-47
三木金物 ニュー ハード ウェア 賞	マンボ可動式ツル首鋸 (狭小壁面等へ使用する替鋸仕様の仕上げ鋸)	㈱五百蔵製作所 三木市別所町小林 638-4
	アスパラ収穫鋏 (アスパラガス収穫専用の鋏)	㈱サボテン 三木市別所町巴 40
	水草カッター用アタッチメント すいすいカバー (水草カッター用のフローターカバー)	三陽金属㈱ 三木市鳥町 301-1
	マックス355フリー刃 (自走式草刈機の替刃アタッチメント)	三陽金属㈱ 三木市鳥町 301-1
	ジョイントアダプターA・B・C (根太への配線穴あけ用ドリル延長具)	㈱スターエム 三木市別所町東這田 722-47
	草刈かっちゃん (立ったまま草刈ができる草刈鋏)	㈱ドウカン 三木市鳥町 271
	高速バリカン充電式 (生垣の刈込・庭木の整枝用の充電式バリカン)	ニシガキ工業㈱ 三木市大村 500
努力賞	スーパーボードカンナA型 (建築材料の石膏ボードの面取り、端面削り)	㈱清水製作所 三木市大村 590
	ハイス鋼ゴムハン刀 匠～TAKUMI～ (消しゴムハンコなどのゴム用彫刻刀)	道刃物工業㈱ 三木市別所町石野 945-32

- (2) 応募総数 11社15点
- (3) 助成金交付額 910千円

(4) PR

①パンフレット送付数

市内金物卸商、全国三木金物取扱店(三木金物得意先約 3,045 社)、関係各機関

②製品展示

ア 常設展示(4カ所)

三木商工会館、みっきいホール(市役所)、金物資料館、道の駅みき

イ 各種見本市、催し物会場展示

(ア)ジャパンDIYホームセンターショー2017 [8月24日～26日]

(イ)第7回国際道具・作業用品EXPO(幕張メッセ)[10月11日～13日]

(ウ)三木金物まつり[11月4日・5日]

5 産業見本市事業 (32,825千円)

三木金物製品を広く国内外に紹介し、販路の拡張を図るため、次のとおり見本市・展示会等を開催するとともに、見本市への参加助成を行った。

(1) 見本市・展示会等の開催

名 称	三木金物まつり 2017	三木金物フェア
主 催	三木金物まつり実行委員会	金物フェア委員会
会 場	三木市役所周辺	金物まつり会場 (三木勤労者体育センター他)
会 期	平成 29 年 11 月 4 日～5 日	平成 29 年 11 月 4 日～5 日
参加事業所	農業祭・商連・各種産業他 202 団体	展示直売 75 社・びっくり市 9 社
事業費	27,003,561 円	6,198,657 円
市補助金	19,000,000 円	2,700,000 円
来場者数	162,000 人	23,612 人

(2) 市内展示会の開催助成

名 称	会 場	会 期	参加事業所	市補助金
三木金物博覧会 第6回「鍛冶でっせ！」	かじやの里 メッセみき	平成 29 年 5 月 27 日 ～5 月 28 日	49	3,500 千円

(3) 国内見本市への参加助成

名 称	会 場	会 期	参加事業所	市補助金
JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2017	千葉幕張メッセ	平成 29 年 8 月 24 日 ～26 日	20	2,960 千円

第7回 国際道工具・ 作業用品 EXPO	千葉幕張メッセ	平成28年10月11日 ～13日	19	3,655千円
第85回東京インターナシ ョナル ギフト・ショー	東京ビッグサイト	平成29年1月31日 ～2月3日	4	1,010千円

(4) 国外見本市への参加助成

名 称	会 場	会 期	参 加 事業所	市補助金
ケルン国際ハードウェア メッセ	ケルンメッセ開 場（ドイツ）	平成30年3月4日～ 7日	8	2,400千円

6 金物資料館管理運営事業 (2,137千円)

(1) 平成29年度入館者数 5,361人（うち市外3,755人）

開館（昭和51年）からの累計 245,306人

(2) 特別企画展の開催

ア 名 称 大工道具の歴史 第2章 ～ 鋸 ～

イ 会 期 平成29年10月24日～12月3日

ウ 入館者数 1,074人

7 中小企業振興事業

(1) 三木市中小企業者等設備投資促進事業補助金（38,847千円）

市内中小企業が設備等の整備を行い、事業の拡大・生産性向上・効率化及び省エネルギー対策等の経営改善を図る中小企業を支援

採択件数 37件（金物製造関係 10件）

(2) 地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定

地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）に基づく基本計画を策定し、市内経済の活性化を図る。

平成 30 年度 商工振興課主要施策（金物産業関連）

1 商工事務事業

金物振興審議会の開催

金物産業の振興方策を審議答申し又は建議し、振興施策を推進する。

2 地場産業振興事業

(1) 三木金物ふれあい体験事業の開催（315 千円）

市内小学校を対象とした三木金物を使用する工作教室を開催する。

(2) 金物産業団体等の事業運営支援（4,130 千円）

三木金物商工（協）連合会事業運営補助金

(3) 三木金物古式鍛錬技術保存継承事業支援（900 千円）

三木金物古式鍛錬保存会が実施する古式鍛錬技術保存活動の支援を行う。

(4) 金物鷺活用事業支援（2,500 千円）

三木金物のシンボルである金物鷺を活用した宣伝普及活動の支援を行う。

(5) 特許権取得助成制度（1,500 千円）

特許権等の取得を行おうとする中小企業者に助成金を交付する。

(6) 金物産地活性化事業（500 千円）

三木商工会議所による三木金物の情報発信事業（三木金物検定）を支援

(7) 後継者育成事業支援（3,264 千円）

三木金物の伝統的技術の継承を図るため、三木金物商工協同組合連合会が行う技能継承セミナーや後継者を育成しようとする伝統工芸士等及び研修従事者の支援を行う。

(8) 伝統的工芸品産業振興事業支援（900 千円）

伝統的工芸品産業振興計画に則り、伝統的工芸品「播州三木打刃物」の技術継承や需要開拓等、三木工業協同組合が行う振興事業を支援する。

(9) 道の駅出展事業所支援事業（2,500 千円）

全三木金物卸商協同組合が運営する金物展示館への出展支援

(10) みきかなもんプロジェクト補助金（10,600 千円）

三木金物コーディネーターにより、三木金物のブランド化及び高付加価値化を図り、ヨーロッパや東南アジア等の海外市場の販路開拓を展開する。

3 金物大学事業（1,016 千円）資料 3

全国の金物小売店に対し、三木金物製品の信頼性と販売力を向上させるため三木金物大学を開催する。

全国の金物小売店に対し、三木金物製品の信頼性と販売力を向上させるため三木金物大学を開催する。

4 新製品開発推進事業

(1) 三木金物ニューハードウェア賞助成金 (2,389 千円) 資料 4

金物新製品、新デザインの研究・開発を進める事業所を支援する。

5 産業見本市事業 (31,139 千円)

(1) 金物産業団体等の行う産業見本市の開催に対し支援

三木金物まつり、三木金物フェア、三木金物 P R イベント

(2) 金物産業団体等の国内外の大規模な産業見本市への出展に対し支援

国際道工具 E X P O、日本 D I Y ショウ等

6 金物資料館管理運営事業 (2,234 千円)

三木金物の歴史や伝統製法、金物製品についての資料の収集保存と展示及び特別企画展の開催

7 中小企業振興事業

(1) 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金 (40,000 千円) 資料 5

市内中小企業が設備等の整備を行い、事業の拡大・生産性向上・効率化及び省エネルギー対策等の経営改善を図る中小企業を支援

第35回三木金物大学2018 開催要綱

1 目 的

全国の三木金物を取扱う小売店等の若手経営者及び従業員を対象に、三木金物製品に関する研修を行うことにより、三木金物製品の優秀さを認識してもらい、三木金物の信頼性の高揚と、販売力の向上に役立ててもらうため、三木金物大学を開催します。

2 対 象 者

全国の三木金物取扱小売店等の若手経営者及び従業員

3 講 習 内 容

- (1) 三木金物製品の特徴と使用方法
- (2) 三木金物製品製造工程見学と実習
- (3) その他

4 講 師 三木工業協同組合員
全三木金物卸商協同組合員 他

5 主 催 三木市

6 協力機関 三木金物商工協同組合連合会
協同組合三木金属工業センター
三木商工会議所

7 開催期間 平成30年11月1日(木)～11月3日(土)
* 日程は別紙のとおり

8 会 場 三木市役所、三木ホースランドパーク、三木工場公園、
三木金属工業センター、金物展示館、市内事業所、
金物資料館 他

9 定 員 15名

10 申込方法

受講希望者は申込書(別紙様式1)に必要事項を記入のうえ、平成30年8月20日(月)～9月14日(金)の期間に、紹介元事業所(全三木金物卸商協同組合員または三木工業協同組合員)を通じて、全三木金物卸商協同組合事務局に申し込んでください。

ただし、申込が定員を超える場合は抽選により受講生を決定します。

11 決定通知

受講決定者には、9月28日(金)までに、受講決定通知書、開講式案内及び受講料納入通知書を送付します。

12 受講料 25,000円(宿泊代及び受講期間中の食費を含む)

受講決定者は決定通知受領後7日以内に受講料を納付するものとし、一旦納入した受講料は返却しません。

なお、期間内に納付されない場合は受講決定を取消す場合があります。

13 修了証書 講習を修了された方には、修了証書を交付します。

14 宿泊施設 三木ホースランドパーク内 エオの森研修センター
所在地 三木市別所町高木(別添地図参照)

15 注意事項 受講者用の駐車場は用意しておりません。
公共交通機関もしくは紹介元事業所様の送迎等にてお越しください。

三木金物大学2018カリキュラム

日程	11月1日(木)	11月2日(金)	11月3日(土)
AM7		朝食	朝食
8		0 10 移動 (10分)	0 移動(30分)
9		ギムネ講座 工場見学・穴あけ・刃砥ぎ体験 (株)スターエム (80分)	30 金物資料館・金物神社見学(30分)
10		30 40 休憩・移動(10分)	0 三木城跡見学(20分) 三木上の丸公園 30 移動(10分)
11		鍛造・チップソー講座 工場見学・鉋削り体験・チップソー体験 (株)小山金属工業所 (80分)	0 金物まつり見学(120分) 金物フェア等見学 金物まつり会場
12	30 受付(三木市役所 5F 大会議室)	20 休憩・移動(20分)	0
10	開講式及びオリエンテーション (三木市役所 5F 大会議室) (40分)	30 替刃鋸講座 工場見学・体験 (株)岡田金属工業所 (80分)	30 休憩(10分)
20	休憩 (10分)	40 移動 (10分)	40 意見交換会(40分) 市役所2F職員厚生室
PM1	ビデオ講座 (三木市役所 5F 大会議室) (40分)	50 移動 (10分)	20 昼食(20分)
20	休憩・移動 (20分)	0 昼食並びに金物展示館見学 道の駅みき (50分)	55 閉講式(15分)
2	鉋・鍛接講座 工場見学 (株)常三郎 (60分)	40 移動 (10分)	閉講式終了後解散 解散後自由に金物まつり見学
30	移動 (10分)	50 焼入・鍛接・鍛造講座 工場見学 三木金属工業センター (70分)	
3	ドリル・ホールソー講座 工場見学・穴あけ体験 (株)ミヤナガ (80分)	0 休憩 (10分)	
4	50 休憩・移動 (20分)	10 鋸講座 三木金属工業センター (30分)	
5	10 小刀講座 エオの森研修室 (45分)	40 休憩 (5分)	
55	5 休憩 (10分)	55 銘切り・刃砥ぎ体験教室 鋸目立て見学 三木金属工業センター (70分)	
6	50 包丁講座 エオの森研修室 (45分)	5 休憩 (10分)	
60	休憩 (10分)	50 鑿講座 三木金属工業センター (45分)	
7	45 鋏講座 エオの森研修室 (45分)	50 移動・休憩 (15分)	
70	休憩(15分)	50 鋳講座 エオの森研修室 (45分)	
9	夕食 ホースランドヒルズ	0 休憩 (10分)	
		懇親会 ホースランドヒルズ	

※内容は一部変更することがあります。

金物大学卒業生数推移

回数	年度	卒業生人数	卒業生累計人数
1	S59	26	26
2	S60	27	53
3	S61	24	77
4	S62	28	105
5	S63	19	124
6	H元	22	146
7	H2	20	166
8	H3	26	192
9	H4	20	212
10	H5	28	240
11	H6	29	269
12	H7	30	299
13	H8	30	329
14	H9	30	359
15	H10	29	388
16	H11	19	407
17	H12	16	423
18	H13	22	445
19	H14	17	462
20	H15	18	480
21	H16	21	501
22	H17	18	519
23	H18	19	538
24	H19	23	561
25	H20	19	580
26	H21	11	591
27	H22	14	605
28	H23	8	613
29	H24	16	629
30	H25	14	643
31	H26	20	663
32	H27	14	677
33	H28	14	691
34	H29	6	697
計	計	697	

地方別・都道府県別受講者数 [昭和59年度～平成29年度]

地方名	人数
北海道・東北地方	70
関東地方	115
信越地方	34
北陸地方	12
東海地方	71
近畿地方	125
中国地方	69
四国地方	59
九州地方	142
合計	697

都道府県名	人数
北海道・東北地方	70
北海道	25
青森県	18
岩手県	9
宮城県	12
秋田県	1
山形県	0
福島県	5
関東地方	115
茨城県	9
栃木県	8
群馬県	1
埼玉県	14
千葉県	23
東京都	40
神奈川県	20
山梨県	0
信越地方	34
長野県	6
新潟県	28
北陸地方	12
富山県	3
石川県	5
福井県	4
東海地方	71
岐阜県	16
静岡県	17
愛知県	29
三重県	9

近畿地方	125
滋賀県	12
京都府	17
大阪府	41
兵庫県	25
奈良県	19
和歌山県	11
中国地方	69
鳥取県	6
島根県	11
岡山県	15
広島県	28
山口県	9
四国地方	59
徳島県	7
香川県	6
愛媛県	24
高知県	22
九州地方	142
福岡県	36
佐賀県	6
長崎県	13
熊本県	15
大分県	31
宮崎県	13
鹿児島県	27
沖縄県	1

※平成29年度までの受講者数：697名

平成30年度三木金物ニューハードウェア賞認定事業実施要綱

(目的)

第1条 三木金物新製品の研究意欲を高揚し三木金物産業の振興を図ることを目的とする。

(対象製品)

第2条 利器工匠具類、作業工具及びその他工具類、機械及び機械部品並びに取付具、建築金物類並びにその他の製品で、三木金物産業及び三木金物関連産業の振興に寄与すると認められるもののうち、次の全てに該当するもの

- (1) 製品の機能を果たす上で最も重要となる部分が三木市及び隣接市町で生産されたもの
- (2) 申請者が企画開発した製品のうち、特に新規性及びデザインの優れたもの
- (3) 申請者において品質が保証できる製品であり、三木金物のイメージアップに繋がるもの

(申請者の資格)

第3条 三木市内に住所及び主たる事業所を有する個人または、三木市内に本店を有する法人であって、市税を完納しており、かつ次のいずれかに該当する者

- (1) 自社の生産設備を有し、第2条に掲げる対象製品の製造業を営む者
- (2) 第2条に掲げる対象製品の企画開発を自ら行い販売する卸売業を営む者

(応募点数)

第4条 応募点数は一申請者あたり3点以内とする。

(募集期間)

第5条 前条の申請書の提出期間は、毎年度の4月1日から7月31日までのうち、市長が定める期間とする。

(提出書類及び提出先)

第6条 所定の申請書類に必要事項を記入の上、応募製品、カタログ及び製品説明書その他必要書類等を添えて、市長に提出するものとする。

(審査及び公表)

第7条

以下の各項に掲げる内容に従い、三木市金物振興審議会及び専門委員により審査を行う。審査結果は申請者に通知するとともに市広報、日刊紙等に公表する。

- 2 審査内容については新規性・機能性（信頼性）・市場性・デザイン性について100点満点の採点制で審査を行い、主に新規性を重視する。
- 3 配点は新規性 40点、機能性（信頼性） 20点、市場性 20点、デザイン性 20点とする。
- 4 応募の際に提出された法人・個人に関する情報は、個人情報保護法に基づき、留意して取り扱う。なお、審査資料として内部使用するほか、受賞製品については、表彰・公表の資料として使用する。
- 5 賞に認定されなかった理由は公表しないものとする。

（賞及び助成額）

第8条 三木金物ニューハードウェア賞助成金交付規則第8条に規定する助成金は、各賞ごとに次のとおりとする。

- (1) グランプリ 1点 賞状及び助成金30万円
合計点が審査員平均85点以上でかつデザイン性の得点が審査員平均15点以上の製品のうち最も優れたもの
- (2) 金賞 1点 賞状及び助成金20万円
合計点が審査員平均70点以上の製品のうち特に優れたもの
- (3) 三木金物ニューハードウェア賞 10点以内 賞状及び助成金5万円
合計点が審査員平均65点以上の製品のうち上位10品
- (4) デザイン特別賞 3点以内 賞状及び助成金10万円
第3号に該当するもので、デザイン性に優れたもののうち上位3点
- (5) 努力賞 若干数 助成金3万円
上記(1)～(4)に該当しなかったもののうち、審議会委員、特別委員、専門審査委員が特に開発の努力を認めるもの

（その他）

- 第9条 万一、審査後において特許、実用新案、意匠登録に抵触することが判明した場合は、決定を取り消すことがある。
- 2 三木金物ニューハードウェア賞製品については約1年間、市内主要施設や見本市等で展示するため、必要数を提出すること。
 - 3 認定された製品は三木金物ニューハードウェア賞パンフレットに掲載し、全国の三木金物得意先小売店に送付し、広告する。
 - 4 募集製品、申請内容に疑義のある場合、市は申請者に対し調査を行うことができる。
 - 5 申請内容に必要な事項の未記入・不備及び要件を満たさない事項がある場合は、受付できないことがある。

平成30年度 三木金物ニューハードウェア賞審査結果一覧表

(各部門 事業所名50音順)

区分	製品名	事業所名
グランプリ	該当なし	
金賞	通線用ドリル	株式会社ミヤナガ
デザイン特別賞	コンクリート点検ハンマー 1/2ポンド	井本刃物株式会社
	鍛冶宗匠光山作 リアルエッジ鋸鎌	株式会社豊稔企販
三木金物 ニューハードウェア賞	Nバール 280mm	井本刃物株式会社
	鱗取り職人	井本刃物株式会社
	メタルフリー ウイングモアー用	株式会社小山金属工業所
	メタルフリー スパイダーモアー用	株式会社小山金属工業所
	モクバDINレールカッター	株式会社小山刃物製作所
	マックス260フリー刃	三陽金属株式会社
	カービングナイフ	道刃物工業株式会社
選外	首長ぶどう鋏	株式会社サボテン
	ザクト太枝切鋏 ANG-500/650	三陽金属株式会社

三木金物ニューハードウェア賞は、12点中9点の認定となった。

平成 30 年度 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業

募集要領

1 事業内容

市内で事業を営む中小企業者が、経営の革新を目的として設備等を整備する場合に資金の一部を支援します。

2 対象となる方

本事業は、次の全てに該当する方を対象とします。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業者であって、市内で引き続き1年以上事業を営むものであること。ただし、風営法に規定する営業を営む者は除きます。
- (2) 市税を滞納していないこと。

3 対象となる事業

対象事業は、次の(1)から(9)の全てに該当する設備等とします。(10)については、提出可能な方に関わる条件です。

- (1) 市内の事業所に経営の革新を目的として新設、増設されるもの(※1)であること。ただし、中古品又はリース契約をしていないもの。
- (2) 補助対象経費が、50万円以上のものであること。
- (3) 本市の償却資産課税台帳に登録されるべきものであること。ただしソフトウェアは、この限りでない。
- (4) 中小企業サポートセンターで事業内容を確認されているものであること。
- (5) 年度内に事業が完了すること。
- (6) 再度、補助金を受けようとする事業者は、これまで整備した設備投資の内容が異なっているものであること。
- (7) 補助金の交付決定後に整備されるものであること。
- (8) 市の他の補助金等の対象となるものでないこと。
- (9) その他市長が適当でないとするものでないこと。
- (10) 要綱において指定する計画(※2)を提出する事業者は、その内容において対象設備について記載したものであること。

○対象事業となる設備の例

機械及び装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備の機械及び装置など
工具・器具及び備品	切削工具、検査工具、パソコン、厨房設備、冷蔵庫など
ソフトウェア	CADシステム、生産管理システムなど

○対象事業とならない設備の例…エアコン設備、LED設備、太陽光発電設備

※1 「経営の革新を目的として新設・増設されるもの」とは

この事業における「経営の革新を目的として新設・増設されるもの」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を見込んで整備されるものを指します。よって、経営の革新を伴わない単なる機械設備の更新や買い足しはこれに該当しません。

※2 「要綱において指定する計画」について

要綱において指定する計画とは、経営革新計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第1項に規定する計画をいう。）又は経営力向上計画（同法第13条第1項に規定する計画をいう。）とします。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備の取得に要する経費の額（消費税等相当額を除く。）とします。

5 補助金限度額

補助対象経費の4分の1に相当する額とし、250万円を限度とします。

但し、要綱において指定する計画の認定を取得している場合は、補助対象経費の3分の1に相当する額とし、300万円を限度とします。

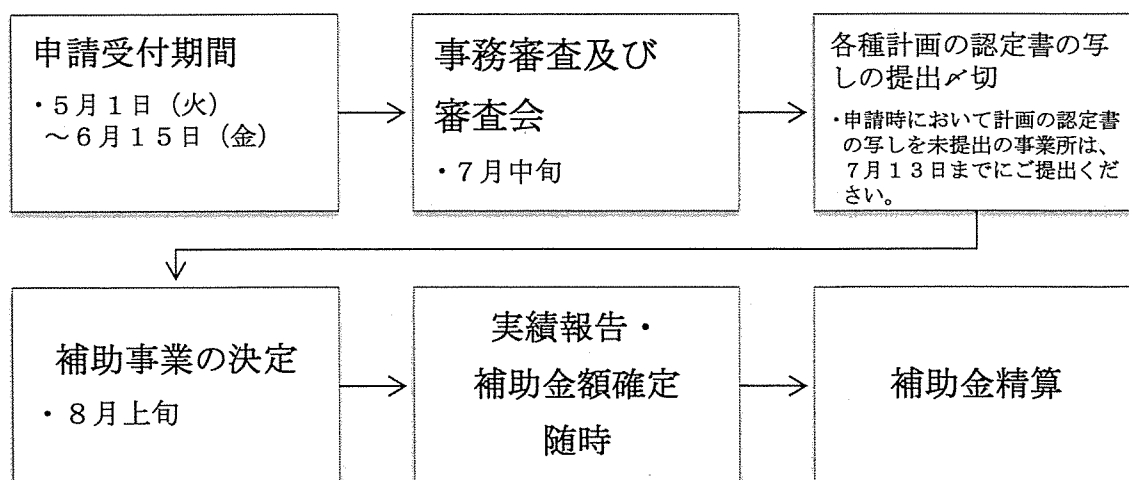
ただし、予算額を超えた場合、予算額を補助金額の比で按分して交付します。

6 補助回数

補助金の交付は、一の対象者につき一の年度において1回限りとします。

7 補助事業制度の流れ

(平成30年度の予定)



8 募集期間及び提出書類

- (1) 受付は、5月1日(火)から6月15日(金)までの開庁日に商工振興課で行います。時間は午前8時30分から午後5時までとし、事前にお電話にてご連絡のうえ、ご持参ください。申請書の様式は市のホームページからダウンロードして下さい。なお、商工振興課窓口でも配布しております。
- (2) 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - ア 企業概要書(様式第2号)
 - イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内のもの)
 - ウ 決算報告書(直近1期分)
 - エ 会社案内パンフレット、経歴書等の企業概要のわかる書類
 - オ 事業計画書(様式第3号)
 - カ 設備等の整備に係る見積書(積算内容の確認できるもの。汎用性の高い設備は2社以上の見積書を提出すること。)
 - キ カタログ、写真又は仕様書等の設備等の内容のわかる書類
 - ク 設備等の整備予定箇所の写真又は図面
 - ケ 営業許可証の写し
 - コ 要綱において指定する計画を提出可能な事業者については、認定書と計画書(全頁)の写し(認定結果待ちの者については認定申請書(全頁)の写し)
 - サ その他市長が必要と認める書類
- (3) 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金交付申請書(様式第1号)については、中小企業サポートセンターの確認印が押印してあるものとします。なお、この確認印は、提出書類に不備がないか確認するものであり、この事業の採択を保証するものではありません。
- (4) 申請書の記載は、第三者にも理解できるように、可能な限り専門用語・業界用語は使用を避けてください。
- (5) 申請書の提出については、その申請内容の詳細について説明できる方が提出するようにしてください。
- (6) 提出していただいた書類は、返却しません。
- (7) 申請書に使用できる印は、次のとおりです。ただし、スタンプ印(シャチハタ等)は認められません。なお、交付決定を受けた事業者は、一連の書類(変更申請書、実績報告書、請求書等)に使用する印は、すべて統一してください。
 - ① 法人事業者の場合・・・・・・・・・・代表取締役の印(社判は不可)
 - ② 個人事業者または企業グループの場合・・・代表者の個人印
- (8) 要綱において指定する計画の写しは、市への申請時にまとめて提出してください。申請受付期間後の提出は認められませんのでご注意ください。

9 審査

- (1) 提出書類は、設備投資補助金交付審査会で審査します。
- (2) 要綱において指定する計画の提出の有無は補助金限度額にのみ影響するものであり、採択について影響を与えるものではありません。
- (3) 審査の途中経過のお問い合わせには一切応じかねますので予めご了承下さい。
- (4) 審査の結果は書類審査終了後に通知します。
- (5) 採択された方は、原則として事業者名及び事業内容が外部に公表されます。
- (6) 提出書類には個人情報や機密情報等も含まれるため、取扱いには十分に注意し、厳重に保管します。
- (7) 提出書類は審査基準に基づく審査を行い、評価点数が高いものから予算の範囲内で採択します。なお、一定の評価点数が得られない場合に採択されないことがあります。

10 助成金の交付決定

- (1) 交付決定額は、「5 補助金限度額」の通りとなります。限度額を上回る経費については、事業者負担となります。補助金の額は事業完了後、実績報告に基づき確定します。
- (2) 補助対象経費は、通常業務の経理と区分して管理してください。事業完了時に提出していただく実績報告に必要となります。
- (3) 要綱において指定する計画の提出者のうち、申請日において認定前である者に関しては、7月13日(金)までに認定書の写しを提出してください。期日までに認定書の提出ができない場合は、補助率は計画未提出者と同じ扱いとなりますのでご注意ください。

11 事業内容の変更

やむを得ず、申請した事業内容を変更もしくは中止される事業者及び、要綱において指定する計画を提出している者のうち、認定を得られなかった事業者は、速やかに変更もしくは中止・廃止の申請書（様式第8号）をしていただくこととなります。

なお、導入する設備そのものの変更や、補助対象経費の増額変更はできません。

12 状況報告及び実地調査

市長が、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該補助事業の実施状況等について報告を求め、実地調査を行います。

13 実績報告

- (1) 事業が完了した時点で実績報告書を提出していただきます。実績報告書には、事業報告書（様式第9号）、領収書（写）、事業の完了が確認できる写真等を添付してください。

- (2) 実績報告時には、事業経費が全額支払い済みであることが必要です。
- (3) 領収書、銀行振込書等（写）は、この事業専用とし、通常業務との一括処理はしないでください。

14 補助金額の確定

- (1) 実績報告書提出後、書類の確認等を行い補助金額の確定をします。
- (2) 補助金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

15 補助金の交付

事業者が、補助金額確定通知を受理した後、請求に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

16 補助金交付決定の取り消し等

下記のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただくことになりますので、十分注意してください。

また、補助事業により取得した財産（機械、装置等）の処分には、市長の承認が必要となります。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

17 書類の保存

事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存していただきます。

【申込み及び問合せ先】

三木市産業振興部商工振興課かなもの振興係
〒673-0492

三木市上の丸町10-30

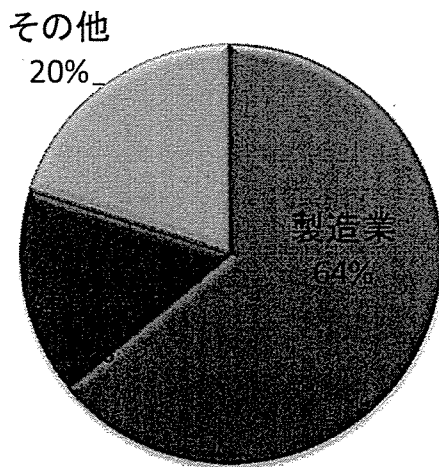
電話 0794-82-2000 内線 2233 FAX 0794-82-9728

E-mail : shoko@city.miki.lg.jp

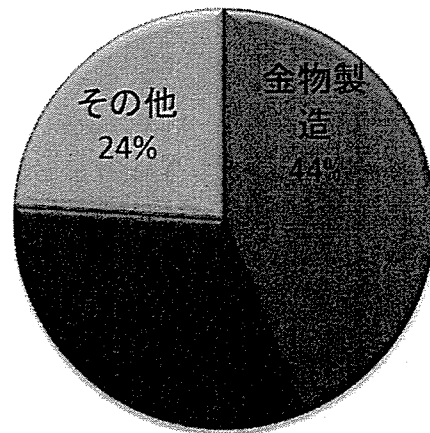
平成30年度 設備投資促進事業実績

当初予算	4,000万				
業種(交付対象のみ)	件数	金額(按分後) (千円)		件数	金額(按分後) (千円)
製造業	16	30,132	内 金物製造	11	19,820
建設業	4	4,795			
その他	5	5,059	内 金物卸		
合計	25	39,986		11	19,820
※不採択件数					
※中止・辞退件数					
按分率	78.76%				

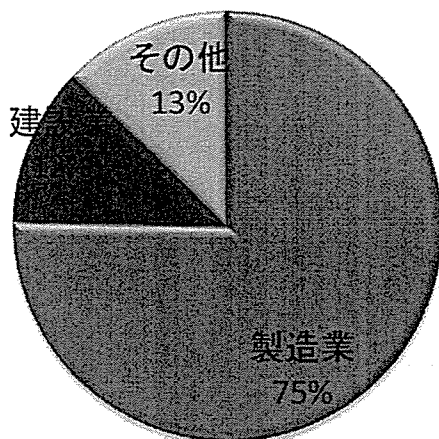
件数の割合(業種)



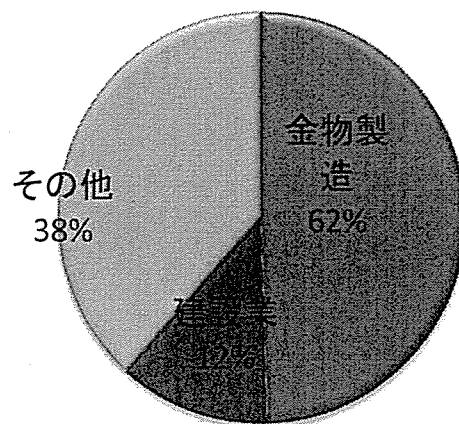
件数の割合(金物)



金額の割合(業種)



金額の割合(金物)



○三木市金物振興審議会条例

昭和 29 年 10 月 15 日
条例第 39 号

(設置)

第 1 条 三木市に三木市金物振興審議会(以下「審議会」という。)を設け事務所を三木市役所内に置く。

(目的)

第 2 条 審議会は三木市金物産業の振興方策に関し市長の諮問に応じ審議答申し又は市長に対して建議すると共に、これが強力なる推進に協力し以って三木市の発展を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 条 審議会に会長、副会長及び委員若干名を置く。

2 委員は市長が任命又は委嘱する。

3 会長、副会長は委員の中より互選する。

(役員の仕事)

第 4 条 会長は審議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代理する。

第 5 条 削除

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

(会議の招集)

第 7 条 審議会は会長がこれを招集してその議長となる。

(過半数決議)

第 8 条 審議会の決議はすべて過半数で決め可否同数のときは議長がこれを定める。

(特別委員)

第 9 条 市長は審議会の企画、審議に必要があると認めるとき、又は会長の要請により臨時及び定期的に特別の委員を任命又は委嘱することができる。

(参与)

第 10 条 審議会に若干の参与を置くことができる。

2 参与は審議会の諮問に応じ又はこれに出席して意見を述べるすることができる。

(職員)

第 11 条 審議会に幹事若干名を置き会長がこれを任命する。

2 幹事は会長の指揮に従い庶務に従事する。

(雑則)

第 12 条 この条例に規定するもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 35 年 4 月 1 日条例第 7 号)

この条例は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

○三木市金物振興審議会運営規則

昭和 29 年 12 月 1 日
規則第 8 号

(会議)

第 1 条 会議の日時は会長がこれを定める。

2 会議の開閉は議長がこれを行う。

(招集通知)

第 2 条 会長は緊急やむを得ない場合を除くほか、すべて 3 日以前に招集通知を発しなければならない。

(定足数)

第 3 条 審議会は原則として過半数の出席がなければ会議を開く事ができない。ただし、軽易の事件についてはこの限りでない。

2 前項ただし書の判定は会長がこれを行う。

(欠席通知)

第 4 条 委員が会議に欠席しようとするときはあらかじめ理由を付して会長に届け出なければならない。

(議案)

第 5 条 会長は議案を印刷してあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 委員が発案しようとする場合は、その案を具え理由を付してあらかじめ会長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は会議の席上で発案する事ができる。

(委員の招集請求)

第 6 条 審議会の目的達成に必要なため委員より議案とその理由を付して開会の請求があったときは必要に応じて会長はこれを招集する。

(小委員会)

第 7 条 審議会の運営に特に必要を認めるとき会長は委員に諮り小委員会を設け、これに付議することができる。

(委員の辞職)

第 8 条 特別の場合を除くほか、委員が任期中に辞職しようとするときはあらかじめ会長に申出てその承認を受けなければならない。

(参考人の出席)

第 9 条 審議会の議事に関して必要ある場合、会長は参考人の出席を要請し議事に参画せしめることができる。

(決議)

第 10 条 審議会の決議はすべて出席委員の過半数でこれを決める。

(要請の処理)

第 11 条 審議会が個人及び団体より金物産業振興に関する事件について陳情又は要請を受けた場合、会長はこれを会議に付して処理しなければならない。

(出席の督促)

第 12 条 会長は定期的に委員の出席状態を調査し欠席の多

い委員に対してはこれを督促しなければならない。

(費用弁償の承認)

第 13 条 委員が費用弁償を必要とする職務を行うときはあらかじめ会長に届け出て、会長は市長の承認を受けなければならないものとする。

(記録の作成)

第 14 条 会長は幹事に命じ審議会の議事記録を作製させなければならない。

(補則)

第 15 条 審議会条例及びこの規則に規定のない事項については会長がこれを決する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 本則を改正しようとするときは委員の過半数決議を必要とする。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 3 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

三木市金物振興審議会委員名簿

平成30年度三木金物振興審議会

資料 8

任期:平成29年7月19日～平成31年7月18日

審議会 役職	氏 名	連 絡 先		所 属
会長	竹 内 良 一	三木市大村58-11	82-1088	全三木金物卸商協同組合
副会長	魚 住 徹	三木市福井2151	82-5257	三木工業協同組合
副会長	佃 直 明	三木市末広1-2-25	83-1230	全三木金物卸商協同組合
委員	友 定 道 介	三木市大村58-14	83-1010	三木工業協同組合
委員	岡 島 正 造	三木市鳥町271	82-5349	三木工業協同組合
委員	藤 原 真 吾	三木市別所町和田405	82-2688	全三木金物卸商協同組合
委員	五 百 藏 満 弘	三木市別所町小林638-4	85-1489	三木商工会議所
委員	宮 脇 靖 治	三木市別所町石野761	82-1081	三木商工会議所
委員	神 澤 秀 和	三木市鳥町27	83-1100	三木商工会議所

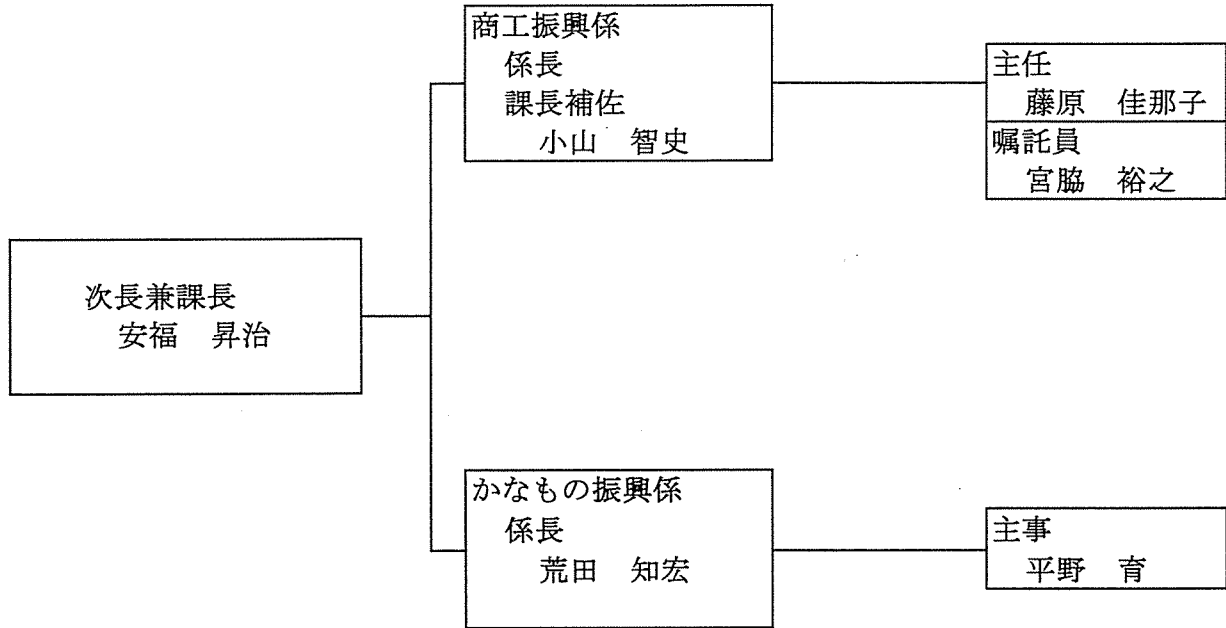
参与	河 合 敏 郎	三木市本町2-1-18	82-3190	三木商工会議所
参与	吉 岡 雅 寿	三木市産業振興部長	82-2000	三木市役所

幹事	安 福 昇 治	三木市産業振興部次長兼商工振興課長	82-2000	事務局
----	---------	-------------------	---------	-----

資料9

(平成30年4月1日現在)

商工振興課組織図



中小企業振興策（アクションプラン）の意見の集約（まとめ）

★委員提案 ☆事務局案追加

課題

- (1) 中小企業の経営革新（イノベーション）への支援強化
- (2) 廃業防止のための円滑な事業承継に向けた取組への支援強化
- (3) 多様な世代の創業実現へ支援強化
- (4) 三木金物ブランド製品の海外展開への支援強化
- (5) 人手不足の状況で、生産性を向上させると人材育成及び先端設備導入への支援強化

上記は事務局案

★「課題（案）」については、(1)から(5)のいずれも、重要課題として妥当である。

ただし、製造業の1人あたり付加価値額が低下傾向にあることなどを踏まえると、その具体的な原因を探ることが必要であるとともに、課題(2),(3),(5)への取り組みにおいては、個々の企業活動について、また産業全体について、結果として、より効率的な経営資源の配置が実現することが重要である。

また、より長期的かつ重要な課題は、住む人、働く人、訪れる人の増加であることを確認しておきたい。

★生産性向上に向けた経営革新の支援

★IT・IoT活用の支援

★時代の変化への対応支援強化

①商品力向上の支援強化（工業製品のグローバル対応/デザイン性強化/使用用途等拡充による提案型販売/販売形態の見直し等）

②発信力強化（グローバル展開を見据えた支援の強化）

③地域力強化（集約および地域リソースの活用）

☆中小企業と大企業の連携

★産学連携・異業種連携等の支援

★従来型の金物卸売業の支援

★人材不足対策（外国人人材の積極登用）

★セーフティネット

★商店街の活性化を含む魅力あるまちづくりの支援

具体的な施策

(1) 経営革新支援

- ① 中小企業サポーターセンター事業
 - ② 中小企業経営革新設備投資促進事業
- (2) 事業承継支援
- ① 中小企業サポーターセンター事業
- (3) 創業支援
- ① 創業支援事業計画に基づくセミナー・個別相談
 - ② 中小企業サポーターセンター事業
 - ③ 起業支援事業補助金及び起業家支援利息補給金
- (4) 海外展開支援
- ① みきかなもんプロジェクト
 - (5) 人材育成及び先端設備導入支援（生産性向上）
 - ① 中小企業人材育成事業補助金
 - ② 先端設備等導入計画の認定（償却資産に係る固定資産税の3年間ゼロ特例、ものづくり補助金（国）の優先採択）
- 上記は事務局案

★「具体的な施策（案）」の他には、市外の経済力との結びつきを強める・増やすための施策が求められるのではないかと。製造業においては、市内既存企業と市外企業・新規開業企業との提携や共同事業の支援・促進が考えられる。また、商業については、三木を訪れる人・立ち止まる人を増加させる（たとえば高速で通過するだけではなく寄り道させる）ような、あらたな試みを支援することもありうる。

さらに抽象的な提案であるが、「三木の製品のブランド化」だけではなく、「三木市という町のブランド戦略」も必要である。製造業にしろ、商業にしろ、三木市がチャレンジする場としての魅力を持つことが、多くの具体的施策の成功につながると思われる。

★時代の変化への対応支援

- ① 中小企業個別で取り組みにくい部分の競争力を上げる支援（勉強会、市場調査、工業デザイナー事務所採用等）
- ② 発信力強化（SNS・展示会出展等の企業個別及び地域としての発信力強化）
- ③ 地域力強化（地域集約・地域リソースを主眼に置いた創業支援）

★経営革新への支援強化 ⇒ 生産性向上

経営力向上計画（国）の認定、☆経営革新計画（県）の承認、☆先端設備等導入計画（市）を促進し、特にICT投資を含む労働生産性向上に資する設備投資を積極的に強化する。→ ☆中小企業サポーターセンターによる支援（既存）

★働き方改革・テレワークの進展を背景に、IT企業等のサテライトオフィスを誘致

★ものづくり×IT・IoT・農業×IT・IoTで産業を活性化させるため、中小企業とIT人材との交流・マッチング事業を行う

★地場産業としての中高生への三木金物職業体験制度の強化

★県内工業系学校との連携（工業系学科のある県内高校19校、高専2校、ものづくり大学校など）。

出張授業、工場・製造現場の見学会などを通してまずは学生に知ってもらう。

★工具中心の三木金物はいわゆるゆるゆるのイメージ。機能性+デザイン・色に拘ることでおしゃれで手に取りたいと一般人が思えるような商品を作ることで、イ

ンパウンド含めた新たな顧客開拓につなげる（行政はコンテンツを開催することで募集を募り、優秀なアイデアには助成金を出す仕組みを検討する）。

→ ☆三木金物ニューハワードウェア費（既存）

★農業や製造業での人材不足は深刻。外国人人材の積極受け入れを念頭に行政としても住環境を含めた受入体制の検討

★市外の観光客、インパウンド向けに SNS による情報発信の工夫

目標値の設定

【全体目標】

- ☆事業所数（全産業）、従業者数（全産業）、出荷額・付加価値額（製造業）、商品販売額（卸売業・小売業） ※中小企業のみデータ無
- ★製造業の従業者数（増加率）及び、一人当たりの付加価値額（増加率） ※中小企業のみデータ無
- ★金属製品従業者一人当たりの付加価値額 ※中小企業のみデータ無
- ★三木金物製品輸出額
- ★金物卸売業従業者一人当たり商品販売額 ※他業種の卸売業に変わった場合は反映されない。
- ★商店数・営業店舗数 ☆実質空き店舗率
- ☆生産年齢人口、職業紹介成功率、有効求人倍率（ハローワーク西神 ※三木市データ無）、開業率・廃業率（ハローワーク西神 ※三木市データ無）
- ☆観光客動態調査（総入込客数・主要集客施設利用客数）

【個別目標】

★個別施策に関しては実施件数・助成額・開催回数・人数

その他

★金物等製造業においては、これまでの伝統を踏まえつつ、商品力・情報発信力を時代に合ったものにあげていく支援が必要。

そのために施策案(1)~(5)としても上げていただいているサポート事業の枠を広げて、企業間でリソースを共用できる環境づくりができないか。

商業においてはターゲットをどのように定めるか。起業・活性化を図るために地域集約/色分けを促進する政策により、地元の方を集める、圏外の方をあつめる等明確にして全体のレベルアップを図る。

★市内の生産額、付加価値を増加させるには、セーフティネット施策の充実により成長が見込めない産業（事業所）を護ると同時に、大学等研究機関、大企業との連携、異業種連携施策を推進して成長産業分野への参入や、新市場・グローバル市場の開拓を進める施策を進めるべき。

★企業の社会的責任の観点から、市内所在の大企業に中小企業との連携・協力を働き掛ける施策を検討する。

→ ☆三木市中小企業振興条例の第7条（大企業者の努力）では、「大企業者は、中小企業者及び経済団体等と連携し、地域経済の活性化・・・」

★企業の集約化による経営効率化、経営基盤の強化を支援することを挙げていたが、前回のアクションプランの結果を見ると総花的との印象を受ける。（件数は上がっているが尖った施策がないので、強い企業、成長力のある企業が生まれているのか疑問）

★異業種連携、地域内企業連携、産学連携を支援ができていない。三木市が強い金物以外に有力な産業を育成する観点から産学連携が重要と考えるが、中小企業が単独で動くのは難しいので、三木市が企画して特定大学と連携してプロジェクトを進めるべきである。

★地場産業の三木金物は、大工道具（B2B）が主体で広がり欠ける。金物製品の輸出は減少傾向にあるので、技術力の向上、マーケティングによるブランド力の向上により輸出の維持が重要であるが、金物だけでは三木の中小企業の付加価値生産高の維持向上は難しい。

★ネット通販の普及や大手小売チェーンの拡大により、卸・小売業事業者数の減少が継続するのは不可避であることから、卸・小売業の振興を目標値（KPI）に設

定する事には無理があるのではないか。

★起業支援事業については、施策の視座が不十分で、結果も小粒である。

★まちの賑わいの再生の観点から、産業と観光資源とを連携したツーリズムといった具体的な施策がない。

★商工業の振興や雇用の安定・人材育成など、ボトムアップ・セーフティネットとしての施策は積極的に行われているが、攻めの施策が不十分である。

★他の施策全体(創生計画や総合計画など)との整合性や相乗効果を考慮した中小企業政策であることが望ましい。

★対象と考えている中小企業は、何を指すのか明確になっていない。

中小企業の全体に対しての振興を対象としているのか。中小企業と言っても数人から業種によっては数百名まで従業員がいる会社も含まれる。規模の大小、業種の違いを考慮して、対象を明確にすべきです。中小企業全体なのか、または特定の部分にフォーカスするのかを明確にするべきです。

★規模の大小、業種の違いがあっても「事業承継」「後継者問題」等、問題は同じケースもあります。

機会 (Opportunity)	強み (Strength)	弱み (Weakness)
<p>機会 (Opportunity)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者のニーズ・ライフスタイルの多様化 高品質・高付加価値志向 ★インターネット・SNS・ネット販売の普及 ★インターネット・SNS・ネットの技術進展 ・IT、IoT、AI(人工知能)、ロボットの進展 ・市場のグローバル化の進展 ・国の中小企業施策の充実(補助金・税制・公的融資) ★働き方の多様化・テレワークの進展 ★新たな魅力ある大型レジャー宿泊施設「ネスタリゾート」の存在 ★高速道路網の整備 	<p>強み (Strength)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三木金物ブランドの知名度・伝説 ・三木金物を中心とした技術力・特許等知的財産・地場産業集積 ・金物業界の輸出・輸入ノウハウ ★規模・業績拡大をしている金物の製造業・卸売業の存在 ・中小企業サポートセンターによる中小企業支援体制の充実 ・経営革新計画・経営力向上計画認定の企業の増加(高付加価値化・生産性向上) ★魅力ある特産品(日本一の酒米「山田錦」産地、生食ぶどう) ★ゴルフ場数西日本一 ★温泉施設(よかたん)の存在 ★余暇を満喫できるスポーツ・レジャー施設が多い ★地域独自の歴史文化資産 ★重まれた自然環境 ★良好な交通アクセス ★駐車しやすい集客力のある公共・商業施設の立地 	<p>弱み (Weakness)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所数の減少 ・後継者難による廃業(後継者不足) ・人手不足(人材不足)の深刻化 ・伝統技術の継承難 ★製造業の従業員一人当たりの付加価値額の減少 ☆従来型の金物卸売業の低迷 ・商店街の商店数の減少・空き店舗の増加 ★創業実現者が飲食・サービス・介護福祉の業種に限定 ★地域内外企業・異業種・産学の連携が不十分 ☆中小企業と大企業との連携が不十分 ★地域全体として情報発信力・訴求力が不十分 ★観光資源のPR不足
<p>脅威 (Threat)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少にともなう国内市場の縮小 ・大企業との競争激化 ・海外企業との競争激化(低価格品のコスト競争・技術競争) ・カントリーリスク ・雇用情勢好転による大企業の新卒人材囲い込み ★既存商店街店舗の廃業による住居利用の拡大 	<p>積極戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎経営革新への支援強化(イノベーション) ◎設備・IT投資への支援強化 ◎海外展開への支援強化(ブランド浸透) ◎★特許等取得・技術への支援 ★インバウンド客をターゲットとした情報発信 	<p>弱点改善戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎事業継承への支援強化 ◎人材育成への支援強化(生産性向上) ◎先端設備導入への支援強化(生産性向上) ◎★伝統技術継承・若手人材獲得への支援強化 ★伝統技術(匠の技)のデジタル化 ★地域内外企業・異業種・産学の連携の支援 ☆中小企業と大企業との連携の支援 ★IT企業のサテライトオフィス誘致 ★情報発信力・訴求力の強化
	<p>差別化戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎経営革新への支援【再掲】 ◎海外展開への支援【再掲】 ◎★特許等取得・技術への支援【再掲】 ★海外市場向け製品開発支援・商品力強化(デザイン・用途・マーケティング) ★★特産品開発支援(山田錦・農産物・土産物) ★観光資源の活用強化 	<p>防衛回避・縮小撤退戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎★創業への支援 ◎新規雇用への支援(若年者) ◎★雇用の安定 ◎★商店街への支援(空き店舗対策・商店街にぎわいイベント) ☆セーフティネット(金融・失業対策)

◎重点支援(事務局案) ○継続支援(事務局案) ☆事務局案追加 ★各委員提案

中小企業振興条例の7つの施策と戦略(案)

番号	施策名	戦略	事業名(仮)	既存	具体的な方策	新規(仮)	備考
1	経営革新・経営基盤強化・創業の促進	◎経営革新への支援強化(イノベーション)	積極	中小企業サポートセンター事業	市		
				中小企業経営革新設備投資促進事業補助金	市		
				商工業団体運営事業補助金(商工会・商工会・金物商工組合)	市		
				経営革新計画の承認	市		
				成長期待企業の認定	市		
				経営力向上計画の認定	市		
				中小企業投資育成	市		
				小規模事業者支援事業(販促ツール・展示会)	市		
				小規模事業者持続化補助金(商工会議所・商工会)	市		
				先端設備等導入計画の認定(固定資産税ゼロ特例・補助金優先採択)	市		
				設備投資促進事業	市		
				中小企業サポートセンター事業【再掲】	市		
				ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金	市		
AI・IoT・ロボット導入補助金(NIRO)	市						
IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)	市						
中小企業サポートセンター事業【再掲】	市						
事業承継補助金	市						
事業承継補助金	市						
事業引継ぎ支援センター	市						
異業種交流活性化事業補助金(商工会議所・商工会等)	市						
中小企業活路開拓調査・実証化事業補助金	市						
兵庫県最先端技術研究事業補助金(CEOプログラム)	市						
次世代産業分野企業間連携成長促進事業補助金	市						
中小企業戦略的基盤技術高度化支援事業補助金(サブイン)	市						
次世代産業分野企業間連携成長促進事業補助金【再掲】	市						
中小企業戦略的基盤技術高度化支援事業補助金(サブイン)【再掲】	市						
中小企業海外展開支援補助金	市						
創業支援事業計画に基づくセミナー・個別相談(商工会議所・商工会・金融機関との連携)	市						
起業家支援事業補助金	市						
起業家支援利息補助金	市						
中小企業サポートセンター事業【再掲】	市						
起業家支援事業補助金	市						
創業補助金	市						
観光特産品販売促進事業補助金	市						
農工商連携ファンド事業補助金	市						
地域産業資源活用事業補助金	市						
兵庫高度IT起業家等集積支援事業補助金	市						
ひょうごIT関連事業所開設支援事業補助金	市						
2	新たな産業の創出	★IT企業のサテライト・オフイス誘致	弱点改善	兵庫高度IT起業家等集積支援事業補助金	市		神戸市のみ
				ひょうごIT関連事業所開設支援事業補助金	市		

中小企業振興条例の7つの施策と戦略(案)

番号	施策名	戦略		事業名(仮)	具体的な方策		備考
		戦	略		取	存	
3	技術力・経営力の高度化	○☆特許権等取得・技術への支援	積極	技術支援事業	市	中小企業特許等取得助成金 中小企業外国出願支援事業補助金(NIRO) ひょうごオンライン企業の認定 オンラインファンを目指す企業補助金 工業技術センターの技術支援	新規(仮)
4	市内経済の循環の促進	○☆商店街への支援(空き店舗対策・商店街にぎわいイベント)	防衛回避・縮小撤退	商店街支援事業	市	商店街パワーアップ事業補助金 (商工会議所・商店街連合会との連携) 商店街空き店舗対策支援事業補助金 歳末感謝セール事業補助金 商店街路等維持管理補助金 商業施設整備事業補助金 商店街連合会運営事業補助金 商業振興事業視察負担金 (商工会議所・商店街連合会との連携) 商店街元気づくり事業補助金 商店街新規出店・開業支援事業補助金 商店街共同施設建設費補助金 商店街共同施設撤去支援事業補助金 中小企業融資貸付制度	
5	社会経済情勢の変化への適応円滑化	☆セーフティネット(金融・失業対策)	防衛回避・縮小撤退	緊急経済対策事業	市	小規模事業者無担保保証人資金利子補給金 信用保証料補給金 セーフティネット保証の認定 中小企業融資制度	
		◎海外展開への支援強化(ブランド浸透) ★インバウンド客をターゲットとした情報発信	積極 積極	海外展開支援事業 情報発信促進事業	市	小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資) (商工会議所・商工会) 雇用調整助成金(雇用保険) みきかまもんプロジェクト補助金 観光PR(外国版観光パンフレット) 観光協会 道の駅 三木ホースランドパーク 山田錦の館・温泉交流館よかたん その他観光施設(歴史・自然) ゴルフ振興事業補助金 金物資料館 見本市等出展補助金(国内外) 金物活用事業補助金	
6	情報収集・発信の促進	★観光資源の活用強化	差別化	観光資源活用事業	市	道の駅出店事業所支援事業補助金 (金物展示館・卸組合) 三木金物まつり事業補助金 (商工会議所・工業組合・卸組合・商店街連合会等の連携) 三木金物フェア補助金(三木金物まつりと同時開催) 金物大学事業(三木金物まつりと同時開催) 三木金物ニューハードウェア賞 三木金物展示会補助金(鍛冶でっせ!) かじやの里メッセみき(展示場)	

中小企業振興条例の7つの施策と戦略(案)

番号	施策名	戦 略		事業名(仮)	具 体 的 な 方 策		備 考
		◎人材育成への支援強化(生産性向上)	○★伝統技術継承・若手人材獲得への支援強化		既存	新規(仮)	
7	雇用の安定・人材育成	◎人材育成への支援強化(生産性向上)	弱点改善	人材育成支援事業	中小企業人材育成支援事業補助金	市	
		○★伝統技術継承・若手人材獲得への支援強化	弱点改善	技術継承支援事業	三木金物後継者育成事業補助金 金物古式鍛錬技術保存事業補助金 三木金物ふれあい体験事業	市 市 市	
		★伝統技術(匠の技)のデジタル化	弱点改善	技術継承支援事業	求人求職面接会の開催 (商工会講師・ハローワークとの連携)	市	中小企業技術継承IT映像化支援事業補助金
		○新規雇用への支援(若年者)	防衛回避・縮小撤退	雇用安定事業	若年者雇用促進助成金 中小企業奨学金返済支援制度事業補助金(県随伴) 中小企業奨学金返済支援制度補助金 企業魅力アップ・定着支援事業補助金(採用活動)	市 市 県 県	
	○★雇用の安定	防衛回避・縮小撤退	雇用安定事業	各種雇用助成金(雇用保険) 三木市ふるさとハローワーク (ハローワークとの連携) サンライフ三木(勤労者福祉センター) 各種雇用助成金(雇用保険)	国 市 市 国		

※市:市の方策、県:県の方策、国:国の方策

中小企業振興のための第2次アクションプランの構成(案)

1. 目的

市内企業の99%以上を占めている中小企業は本市の地域経済と雇用の主要な担い手として大きな役割を果たしており、中小企業の振興は、本市経済の発展のために重要な課題となっています。

「三木市中小企業振興条例」の目的である、中小企業の振興による地域経済の活性化及び雇用の促進並びに豊かで質の高い市民生活の実現に向け、5年間の「中小企業振興のためのアクションプラン」を策定する。

2. 期間

平成31年度から平成35年度までの5か年間

3. 目標

全体の目標値：市内総生産に代わる客観的な統計データ

4. 進行管理

市において施策を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、施策の検証に当たっては、適宜、中小企業振興審議会に対し意見を求めるものとする。

5. 中小企業振興のための施策

中小企業振興条例第4条に規定する7つの施策

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化並びに創業を促進するための施策
- (2) 新たな産業を創出するための施策

- (3) 技術力、経営力の高度化を促進するための施策
- (4) 市内経済の循環を促進するための施策
- (5) 社会経済情勢の変化への適応を円滑化するための施策
- (6) 情報収集及び発信を促進するための施策
- (7) 雇用の安定及び人材を育成するための施策

6. 具体的な取組（実施計画）

上記7つの施策別に個別の事業名称・事業概要・実施期間
ただし、景気動向や雇用情勢の状況によって、7つすべての施策を重点化する必要はないと考えられます。景気が上向きなときは、革新的な取組による高付加価値化、生産性向上につながる設備導入や人材育成といった長期的な将来投資策に重点化します。景気が下向きなときは、短期的な景気刺激策、資金繰り（金融）や雇用（失業）の緊急対策といったセーフティネットに重点化することが考えられます。

また、当市は、人口7万8千人の規模で、カネ・ヒト・情報・モノに限りがあります。特に、財政上の制約がある中で、具体的な取組（方策）の選定については、市と国・県で棲み分けも考慮する必要があると考えられます。

7. その他（別途作成）

中小企業振興施策の実施状況（進行管理）

7つの施策別に個別の事業名称・事業概要・事業費・年度目標（件数・回数）・実施状況（件数・回数・金額）